

佐伯市企業版ふるさと納税活用事業 佐伯藩大名行列・明神太鼓プロジェクト



大分県佐伯市で40年以上続く地域の伝統文化を残すために!! 佐伯を盛り上げる佐伯藩大名行列・明神太鼓をこの先も続けたい!

大分県佐伯市は、人口66,328人(令和5年5月末時点)、大分県の南東部に位置し、宮崎県と接する九州最大の面積(903.14km²)を誇る市です。祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや日豊海岸国定公園などの自然が豊富で、それら自然を活用した農林水産業などが盛んな地域です。

人と自然が共生する持続可能な循環型共生社会「さいきオーガニックシティ」の実現に向けて、経済・社会・環境の3つの側面に配慮した取組を推進し、地域の活性化・持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

佐伯藩大名行列・明神太鼓とは・・・

令和5年に55,000人を集客した「さいき桜まつり」は、佐伯市の春の訪れを告げる最大のイベントとなっています。そのメインイベントである佐伯藩大名行列・明神太鼓は、初代佐伯藩の毛利高政公の参勤交代を模した行列で、市中大パレードの先頭を切って歩いていきます。

行列は、明神太鼓を先頭に豊後佐伯城(鶴屋城)の現存する唯一の遺構である櫓門からスタートし、歴代藩主が眠る毛利家の菩提寺・養賢寺まで続く「日本の道100選」にも選ばれた「歴史と文学のみち」を練り歩きます。また佐伯市の企業からも一般参加者を募り、総勢100人がそれぞれの役の衣装を着て市内の幹線道路を練り歩き、沿道の方々に披露します。



殿様に扮した田中利明 佐伯市長

佐伯藩大名行列の歴史と継承

「ふるさと佐伯の良さを、子どもから大人まで知ってもらい、後世にも伝えていきたい」、「佐伯を離れた人たちがまた帰ってきたいと思う行事をしたい」、「伝統的な行事を佐伯に残したい」との思いから、昭和55年の春まつり(当時)で第1回目の佐伯藩大名行列・明神太鼓が行われました。

当初、衣装などはレンタルの予定でしたが、今後も継続していきたいとの思いから、京都まで衣装の買い付けに赴き、準備が行われました。その都度試行錯誤を繰り返していく中で、まつりにはなくてはならないものとなり、令和4年度に無事40回目を迎えることができました。



設立当初の大名行列集合写真

なぜ佐伯藩大名行列・明神太鼓を続けたいのか

明治の文豪・国木田独歩が「佐伯の春 先ず 城山に來たり…」と記したように、城山の麓の桜も咲き誇るなか開催される大名行列・明神太鼓は、佐伯市民の皆様や一般参加していただく佐伯市の企業の皆様からもとても楽しみにいただいています。

しかし、事業立ち上げ当初から使用している衣装や小道具などが、経年劣化により使用限界が近づいてきています。衣装は1人分でも非常に高額で、運営費では調整することはできず、このままでは事業継続が困難な状況です。

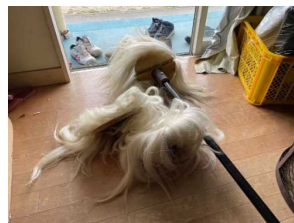
武家屋敷などの城下町の面影が残るここ佐伯市で、伝統文化の継承という切り口から、歴史的な環境の保全、交流人口の増加、地域活性化を実現したい。そのために、「佐伯藩大名行列・明神太鼓」を後世に継承していけるよう、皆様の御支援を賜りたいと思っています。



明神太鼓



大名行列演舞の様子



壊れた大名行列備品



ご寄附の目標金額

佐伯藩大名行列・明神太鼓の衣装・備品の購入・修繕費用**2,000万円**が目標です。
(佐伯市は、実施団体へ事業費の補助を行います。)

ご寄附いただいた場合の企業様のメリット

①佐伯市ホームページに掲載・公式SNSでの発信 ②提灯車等に企業名の入った銘板設置を行います。
また、一定金額以上の御寄附には、③大名行列の際に企業名入りのぼり旗の掲示 ④市長からの感謝状贈呈・市長との記者会見が可能です。 ※企業名もしくは寄附金額、またはいずれも非公表とすることもできます。

企業様の税制上の優遇措置

企業版ふるさと納税制度を利用して寄附いただいた場合、従来の地方公共団体に対する寄附に係る損金算入措置(約3割)に加えて、最大で寄附額の約6割に相当する法人関係税が軽減されます。

損金算入による軽減効果 約3割	法人住民税+法人税 4割	法人事業税 2割	企業負担 約1割
--------------------	-----------------	-------------	-------------

※上記は令和2年度から令和6年度までの措置です。また、控除が最大となった場合です。

特記事項

- ①1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ②寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ③佐伯市内に本社(地方税法における「主たる事務所又は事業所」)のある法人は対象外です。

お問い合わせ先

皆様のお問合せ、ご支援をお待ちしております。

- 事業の詳細について 佐伯市観光ブランド推進部 観光課
所在地 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号
TEL 0972-22-3942(直通) メール kankouka@city.saiki.lg.jp
- 企業版ふるさと納税制度について 佐伯市総合政策部 政策企画課 所在地 同上
TEL 0972-22-4104(直通) メール sseisaku@city.saiki.lg.jp

ホームページはこちらから



佐伯市 企業版ふるさと納税